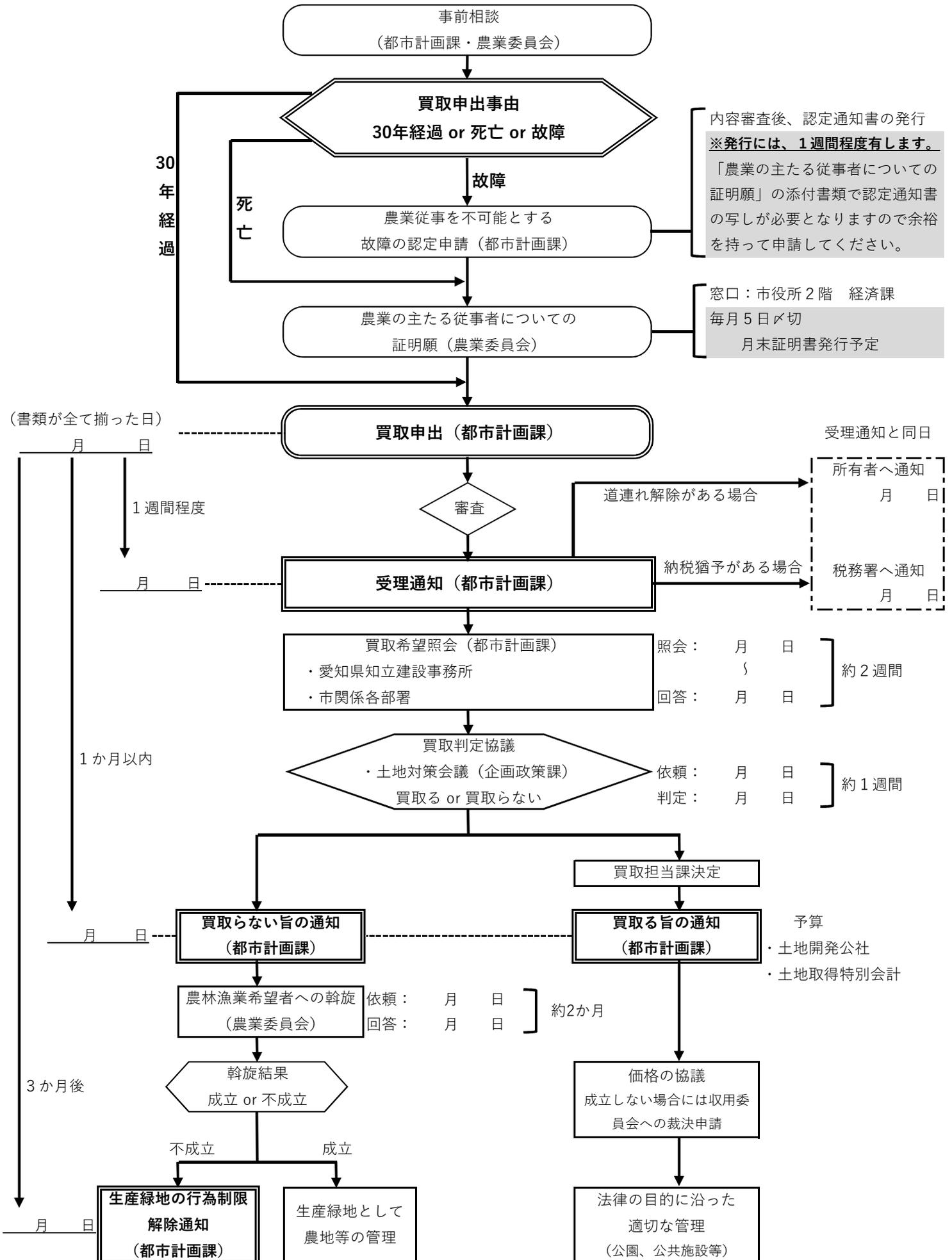


生産緑地の買取申出にかかる手続きの流れ



生産緑地の買取り申出に係る提出書類一覧

No.	提出書類名	備考	チェック
1	生産緑地買取り申出書 (様式2)	実印を押印すること	
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者 についての証明書の写し	農業委員会(知立市役所2階 経済課 農政係) ※ 毎月5日締切(月末に証明書発行)	
3	買取り事由を証明する書類 (死亡 or 故障)	死亡の場合 …… 戸籍抄本等(写し可) 故障の場合 …… 認定通知書の写し	
4	登記簿謄本 (写し可)	買取り申出をする土地の登記簿謄本(全部事項)	
5	印鑑証明書 (原本還付可)	・申出書に押印された実印の印鑑証明書が必要 ・申出事由が死亡の場合は、相続関係者全員の印鑑証明書が必要 (No.8の書類に押印)	
6	委任状 (任意書式)	・代理者が買取り申出を提出する場合に添付 ・申請者の署名がある場合は押印不要、記名の場合は押印必要	
7	代理者の本人確認書類	・代理者が買取り申出を提出する場合に添付 ・窓口にて原本を確認、写しを提出	
8	公 図 (写し可)	・市役所1階税務課もしくは法務局で発行 ・買取り申出をする生産緑地が分かるように明示	
9	位 置 図	・住宅地図もしくはグーグルマップ等の地図等 (市役所4階都市計画課で発行の白図でも可) ・買取り申出をする生産緑地が分かるように明示	
10	買取り申出に対する同意書 (任意書式)	申出事由が死亡の場合で、相続が完了していない場合、相続関係者全員の署名・押印(実印・印鑑証明書)が必要 ※ 相続関係がわかる書類(戸籍謄本と相続図もしくは被相続人法定相続情報)を添付すること	
11	道連れ解除に対する承諾書	当該買取り申出により道連れ解除となる生産緑地がある場合、当該生産緑地の所有者等による署名・押印が必要 ※ 買取り申出事由が故障の場合は、事前に提出済みのため添付不要	
12	抵当権の消滅に対する同意書	相続税の納税猶予を受けている生産緑地を買取り申出する場合、相続及び利子税の処分についての同意書が必要	

※ 買取り申出事由により提出書類が異なりますのでご注意ください。

買取り申出事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
農業の主たる従事者の死亡	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△
農業の主たる従事者の故障	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△
生産緑地地区の指定から30年経過 (特定生産緑地は除く)	○	×	×	○	○	△	△	○	○	△	△	△

※ 生産緑地地区の指定日は都市計画課にて確認可能

○:必ず必要、△:場合によって必要、×:不要